

○厚生労働省告示第三百二十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月三十一日から適用する。

平成二十八年八月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の 3197 及び 3198 の項中

なし	なし
ウステキ キシマ アダ イソ	ウステキ キシマ アダ イソ

なし	なし
ウステキ キシマ アダ イソ	ウステキ キシマ アダ イソ

なし	なし
ウステキ キシマ アダ イソ	ウステキ キシマ アダ イソ

5あり

。), G005, J045な

療法, 放射線療法, J039, J038 (3に限る
。), G005, J045なし

ノビノスタミット乳酸塩リド
ポスリドミド水和物

を

5あり

パノビノスタミット乳酸塩リド
ポスリドミド水和物, カル

21

改める。